

渋谷区立図書館図書資料収集方針

平成 7 年 4 月 1 日 制定

平成 24 年 4 月 1 日 改訂

令和 6 年 9 月 1 日 改訂

1 基本的な考え方

- (1) 資料は、資料自体の価値及び区民の要望に基づき、自由で公平な立場で収集する。
- (2) 区民の身近な図書館として、区民の調査研究、学習活動、文化教養及びレクリエーションに役立つ資料を収集する。
- (3) 資料は、諸分野にわたり、幅広く収集する。
- (4) 子どもから成人に至るまで、それぞれの成長段階に適した資料を収集する。
- (5) 地域の特性を考慮して、区民の一般教養、実用、趣味娯楽に資する資料を中心に収集する。
- (6) 政治、思想、信条、宗教等に関する資料については、公正・公平な立場で、偏らないように収集する。
- (7) 上記の他、中央図書館は、中心館としての役割・機能に応じた蔵書構成の維持に努め、区全体を視野に置いた体系的な資料の補完を行う。

2 資料の種類

収集する資料の種類は次のとおりとする。

- (1) 図書
- (2) 雑誌・新聞
- (3) 視聴覚資料
- (4) 電子資料
- (5) その他

3 資料収集の決定

資料の収集は、中央図書館長が指名した図書館の職員が行う資料選定会議における協議を経て、中央図書館長が決定する。

4 図書資料選定基準

- (1) 地域住民の要求に応える資料の収集

ア 学習及び教養に資する資料

各主題の基礎的・入門的資料及び平易な内容を中心とし、幅広い要求に応える。

イ 一般的調査研究に資する資料

各主題の基本的専門書を揃える。

ウ 日常生活の維持向上のための実用資料

家庭生活・社会生活において役立つ、関心の高い分野について充実を図る。

エ リクエスト（予約）に対応する資料

幅広い要求に対応できるようにし、他自治体等からの借入等も活用する。

(2) 選定における的確な判断

ア 公序良俗に反するもの及び娯楽性の著しく強いものは選定しない。

イ 改訂版、新学説等は買換え・補充を行い、話題性のあるもの及び最新情報の掲載のあるものを選定する。

ウ 実用書等は、類書が多く頻繁に出版されるので精選する。

エ 利用に耐えない製本のもの及び書き込み式・切り取り式資料は避ける。

オ 新装版、文庫本化等の版型変更には、既存図書との重複を生じないように注意する。

5 資料提供制限基準

この基準は、全ての図書館資料の提供を制限する場合に適用する。

中央図書館長は、図書館資料が次のいずれかに該当すると認めたとき、当該図書館資料を提供しないことができる。

(1) 基本的人権又はプライバシーを侵害することが客観的に明らかであるとき。

(2) わいせつ出版物であるとの判決が確定したとき。

(3) 非公刊資料で寄贈者又は寄託者が公開を否とするとき。

(4) 頒布差し止めの司法判断があったとき。

(5) その他当該図書館資料を提供しないことが必要であると中央図書館長が認めるとき。

6 選定の具体的指針

(1) 参考図書

ア 基本的な専門事典類の参考図書を収集し、最新版への更新を心掛ける。

イ 専門的かつ高価な図書で、区の図書館に1冊は必要と考えられる参考図書は、中央図書館が収集する。

ウ 年次刊行物として、政府刊行等の基本的な白書・統計書類・各分野の代表的な年鑑類を計画的に収集する。

エ デジタル化された参考資料がある場合は、必要に応じて活用し、書架の有効活用を図る。

(2) 地域資料

ア 渋谷区関係資料は行政資料も含め、網羅的かつ積極的に収集し、永久に保存する。

イ 区外地域は東京都内までを範囲とし、基礎的資料を収集する。

(3) 全集・シリーズ類

全体の構成・収録範囲・内容等を評し選定を行う。

ア 個人全集

文学の人気作家の個人全集は、利用頻度も比較的高いので積極的に収集を行う。

文学以外の個人全集は必要性を検討し、全館調整によって有効に収集を図る。

イ 一般全集・講座

各分野の基本的全集類を網羅的に収集する。特殊主題の全集類は全館で調整し、効率的な収

集を行う。

ウ シリーズ類

新書・選書類は基礎的入門書となる図書が多いので積極的に収集を図る。

エ 文庫本

文学に限らず出版分野が多様化してきていること及び文庫本での書き下ろしもあることに注意する。

また、文庫本化に当たり改作及び改訂されることがあるので留意する。

(4) 青少年向け図書

児童と一般の中間に当たる利用者層に対し、一般図書への前段となるような各分野の入門書・基本図書を揃える。

ア 中・高校生向けに編集された資料を収集する。

イ 児童書のうち、中・高校生から一般利用者までよく利用されるものを収集する。

ウ 一般書のうち、分かりやすく入門的な内容の図書を収集する。

(5) 漫 画

漫画という形式に捉われず、作家及び内容に一定の評価の定まったものは、収集対象とする。

ア 貸出利用に耐える装丁であること。

イ 学習漫画等の分かりやすいものを収集する。

ウ 完結していないストーリー漫画のリクエストには原則として対応しない。

(6) 外国語図書

一般向け外国語図書は、中央図書館にて収集する。

ア 各分野の基本的な資料及び文学作品に重点を置いて収集する。

イ 日本を紹介する各分野の資料を収集する。

(7) 児童図書

永年読み継がれている、蔵書の核となる基本的な図書及び人気のある図書については、利用の状況に合わせて複本を備える。

(8) 雑誌・新聞

ア 雑誌

(ア) 原則として、図書資料の選定に準じる。利用者の要望を考慮し、多分野にわたり「一定以上の発行部数を持ち、発行が安定的に行われているもの」について収集する。

(イ) 一般雑誌は、特定の関係者のみを対象とするような、高度に専門的なものは収集しない。

(ウ) 外国語雑誌は、主に英語雑誌を収集し、他言語のものについても適宜収集する。

イ 新聞

(ア) 収集原則は、雑誌と同様とする。詳細については各館で取扱いを定める。

(イ) 特定の関係者のみを対象とするような、高度に専門的なものは収集しない。

(ウ) 主に英字新聞を収集し、他言語のものについても適宜収集する。

(9) バリアフリー図書（読みやすい本）

ア 大活字本

視覚障がい者、高齢者等の広範な利用者層に対するサービスの一環として、大きな活字で印

刷された読みやすい大活字本の収集をする。

イ 触る絵本・絵で読める本

文字が読みにくい児童向けに点字つき触る絵本、絵で読める本、布の絵本等を収集する。

(10) 点字図書・デイジー（デジタル録音図書）

障がいのある方のニーズに対応し適宜収集する。